

生保裁判連 ニュース

第七十八号 二〇二三年七月発行

○発行 全国生活保護裁判連絡会

○事務局 つくし法律事務所

(〇七五 二四一 二二四四)

山口総会・ふし集會を 開催!

事務局 吉田雄大

2023年6月10日午後、全国生活保護裁判連絡会第29回総会交流会の「ふし集會」が、山口県弁護士会館にて、いわゆる「ハイブリッド」方式で開催されました。

はじめに、当連絡会事務局長の竹下義樹弁護士による講演「生活保護訴訟と取り組んだ40年」です。憲法25条の成立から朝日訴訟、藤木訴訟、柳園国賠、中島訴訟、生存権裁判やいのちのとりの裁判、さらには長洲町事件まで、生活保護裁判に関する歴史そのものが語られました。私(吉田)が当連絡会に関わるようになったのは1998年、竹下法律事務所(現・つくし法律事務所)に司法修習生として配属されたことがきっかけで、以来さまざまな場所・場面でエピソードは耳にしてきたつもりでしたが、こうして60分集中してお話を伺うのは初めてで、とても貴重な、ぜいたくな時間でした。

続いて吉永純事務局次長による「現代の貧困と生活保護・5つの論点」報告です。近年の社会情勢と生活保護に関する5つの論点、すなわち①保護基準、②外国人への適用、③大学生・専門学生への適用、④自動車保有、⑤扶養義務の5つのテーマについて問題状況をご説明いただきました。短時間でギュッと引き締まった報告で、最先端の議論が共有でき



ました。

そして最後に吉永次長の進行により、山口県内での問題事例の検討会が開催されました。申請権を無視した水際作戦がいまだまかり通っている実態や、自動車保有に関する問題が多く報告されました。

オンライン・会場参加合わせ40名強の参加で、充実したふし集會になったと思います。総会・交流会の本番は、2023年9月3日(日)午前10時から、KDDI維新ホール(山口市産業交流拠点施設)にて開催いたします。ふるってご参加ください。



各地の闘いの報告

慢性疲労症候群による県外の医療機関への受診について医療扶助の申請拒否処分を取消す裁決を得た後交渉し全額支給を勝ち取った事例

新潟県 弁護士 大澤 理尋
事案の概要

新潟市A区在住の生活保護利用者のBさんは、数年前から、全身の関節痛・筋肉痛等を感じるようになり、家事ができなくなりました。Bさんは、自分の症状が慢性疲労症候群の症状と似ていると知

り、日本を代表する同症候群の臨床医であり、隣県のC市内でDクリニックを開業するE医師の診療を受けたいと考えた。これに対し、A区福祉事務所は、自宅から通院可能な病院を探すよう求め、Bさんは、2017年12月から翌年1月、新潟大学歯学総合病院(以下「新大病院」という)を受診した。しかし、同病院は、十分な診療体制をとることができないことを理由として、他の医療機関への紹介が適切であると判断した。以上の経緯で、Bさんは、2019年2月及び同年4月、全額自己負担でDクリニックを受診し、障害年金の裁定請求及び身体障害者手帳取得のための診断書の交付を受けた。そして、Bさんは、A区福祉事務所に対し、診療費、診断書作成料及び交通費の支給を求めたが、いずれも拒否処分を受けたため、2018年7月審査請求をした。その後、E医師の診断書に基づき1級の身体障害者手帳が交付され、障害者加算が支給された。そこで、Bさんは、2019年7月、再度E医師の診療を受けるため医療扶助の適用を求めたが、拒否処分を受け、同年12月審査請求をした。

医療扶助運営要領は、医療を給付する指定医療機関の選定について、「要保護者の意見書の提出を受けた上、「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する指定医療機関であること」等により判断する旨規定する(第3-1-1オ(ア))。また、移送の給付についても、原則として「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」に限られ、例外的に、専門的医療の必要性、治療実績、被保護者と主治医との信頼関係、同一の病態にある当該地域の他の患者の受診行動等を総合的に勘案し、適切な医療機関への受診が認められる(同第3-1-9-2)。

②。本件では、隣県にあるDクリニックの受診がこれらの要件を満たすか問題となった。また、保護利用者に検診命令申請権が認められるか、又は、診断書作成のための診察も生活保護法15条1号の「診察」に該当又は準ずるものとして医療扶助の対象となるかが、争点となった。

裁決の要旨

新潟県知事は、2022年10月19日裁決において、診療費及び交通費の支給を拒否した処分を取り消した。その理由は、次のとおりである。Dクリニックよりも近距离に慢性疲労症候群の適切な診療を行うことのできる医療機関が存在せず、同院で適切な診療を行うことが可能ならば、同院は「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する指定医療機関」に該当する。処分庁は、Dクリニック及びA区福祉事務所の嘱託医の挙げた医療機関のうち審査請求人の診療を行ったことのある医療機関には要意見書の提出を受け、行ったことのない医療機関には検診命令を発令する等して、上記要件の該当性を慎重に検討すべきであったところ、審査請求人の診察又は治療をしたことのある医師に対し治療の可否を確認しておらず、本件各処分は違法無効である。

他方、診断書作成料については、要保護者に検診命令の申請権はなく、また、診断書作成のための診察は法15条1号の「診察」に該当又は準ずるものではないとして、審査請求を棄却した。

本裁決は、生活保護利用者の医療機関の選択に関する「要保護者の居住地等に比較的近距离に所在する医療機関」の解釈について、他県の医療機関であっても適切な医療を行うことができるならば受診を認めるべきことを明らかにした貴重な先例と言える。ただし、検診命令

の解釈は、検診命令にかかる診断書作成等の費用を医療扶助から支出している現在の生活保護実務の運用実態にはそぐわないものである。

判決を受けた対応と解決

審査請求提起から判決まで4年間以上が経過するなかで、Bさんの症状が悪化し、Dクリニックへの通院が不可能になり、かつ、検診命令による心身の負担も避けるべき状態となった。また、新潟市内に、対症療法であるが丁寧な診療をしてくれる医療機関を見つけることができた。そのため、A区福祉事務所が検診命令を出さないよう、診療費自己負担額、診断書料及び交通費全額の速やかな追給を申し入れた。そして、Bさんと当職らが課長補佐及び担当ワーカーと面談した結果、2023年4月全額が追給された。

本件は、全国生活保護裁判連絡会の幹事会等で助言を受けており、深く感謝申し上げます。



生活保護申請却下処分の取消裁判について

弁護士 大賀浩一

1 はじめに

本年3月15日、北海道知事は、前住所地の福祉事務所から自動車使用により保護廃止されたことを主な理由とする生活保護申請却下処分を「著しく不当」として取り消すとの判決を出した。判決書は「生活保護裁決データベース」(ht

tps://seihoddb.jp/)

に収録されているが、審査請求人代理人を務めた当職がこのたび投稿の機会をいただいたので、事案の概要と審理の経過をご報告する。

2 事案の概要

A氏は、令和2年9月頃、本件の処分庁と隣接する区の福祉事務所(以下「前処分庁」という。)から、生活保護開始決定とともに、保有する自動車の売却処分等の判断は保留するが使用は禁止するとの指示書を交付された。

ところが、A氏が前処分庁への出頭時等に自動車を運転したことが複数回確認されたため、前処分庁はA氏から事情聴取の上、主治医に2回にわたる医療照会を行ったところ、精神疾患のため公共交通機関の利用は困難であり、医療機関の受診や公的手続等で遠方への外出を要する場合は自動車の使用が必要との回答がされた。

令和3年10月、A氏は、前処分庁による弁明手続の中で、自動車を使用せずに出出するとパニックを引き起こすため、買物等の日常生活でも自動車の使用が必要と主張し、弁明手続の終了後にもA氏が自動車を運転する姿が現認された。このため、前処分庁は、同年11月1日付で保護廃止を決定した。

A氏は、やむなく知人宅に身を寄せたものの、月6万5千円の障害年金だけでは医療費すら捻出できないため、令和4年1月には処分庁への生活保護申請に及んだ。処分庁は、A氏に対し2回にわたる聴取を実施した上、同月24日付で生活保護申請を却下する処分(以下「原処分」という。)をなした。

A氏はこれを不服として審査請求をした上、相談先の司法書士から当職を紹介され、法テラスの特定援助対象者事業を利用して当職が審査請求手続の代理

人に就任した。

3 審理の経過

処分庁弁明書には、A氏が前処分庁で再三にわたる指導指示義務違反(自動車使用)により保護廃止となった経緯や、A氏が本件申請時にも日常生活において自動車を使用する述べ、法60条に定める被保護者の生活上の義務が遵守されないから、保護の要件を満たさないなどと書かれていた。

弁明書の提出を受け、当職がA氏から改めて事情を聞くと、保護申請の当初から前処分庁での経緯が取り沙汰されたため、2回目の聴取時には担当者に断つた上でやりとりを録音していたが、それを聞き返しても弁明書に主張されているようなことは言っていない、と述べた。さっそくA氏に反訳作業を依頼したものの、体調不良により作業が進まなかったため、法テラスと協議したところ、業者による反訳料が追加費用として認められ

た。そこで当職は、この反訳書を証拠提出するとともに、反論書には、弁明書における事実主張への認否をはじめ、原処分には、自動車の保有や使用の禁止は保護開始後の指導指示の範疇であつて保護開始の要件ではないことを看過する等の誤りがあるから、取り消されるべきと主張した上、処分庁への求釈明として、A氏からの聴取内容の開示を求めた。これに対し、処分庁から「面接記録票」が提出されたが、そこには当職が提出した反訳書と矛盾する記載が見られないにもかかわらず、処分庁再弁明書では相変わらず、A氏が指導指示に従わないことがその言動から明らかだと「確信犯」扱いをしていた。

当職は、これで勝負ありかな、とは思いつつも、審理員がA氏の前処分庁における複数回の違反歴に目を奪われて判

断を誤るおそれがあるかも知れないと懸念した。そこで、冒頭にご紹介したデータベースや、吉永純教授の「生活保護審査請求の現状と課題」(明石書店)から、処分庁と同様の誤りを認めた他県の裁判例や下級裁判例を引用しつつ、本件のような不当処分を追認してはならないと釘をさす再反論書を提出した。

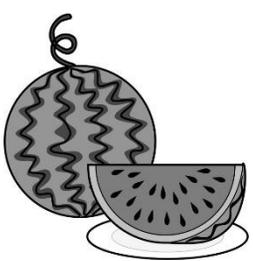
4 判決を受けて

令和4年11月中旬に再反論書を提出した後、審査庁からは何の音沙汰もなまま年を越してしまい、幾度となく督促を重ねていたところ、3月初めになって、審理手続が終結したので審理員意見書と事件記録を知事に提出する、との通知文書を受領した。

折り返し当職から今後の進行予定を問い合わせると、行政不服審査会への諮問は予定していないと言われ、これは原処分取消しを意味するものと胸をなで下ろした(行政不服審査法第43条1項7号参照)。

3月下旬に届いた裁決書は、当方の主張をほぼ全面的に採用したものであり、「本件申請を却下した原処分は、保護が廃止された経緯を殊更に重視してなされたものであるとともに、保護申請において必要とされる手続が十分に尽くされておらず、妥当性を欠くものであり、著しく不当な処分であるから、取消しを免れない。」と結ばれていた。

その後、A氏が再び生活保護を廃止されたとの報に接していないので、何とか福祉事務所と折り合いをつけているものと解釈している。



利用者に対し福祉事務所に来訪して生活状況等を明らかにする旨の書面による指導指示に従わなかったことを理由として生活保護廃止決定をしたことは国賠法上違法であるとして慰謝料等5万5000円の国家賠償が命じられた事例(大阪地裁令和5年5月11日判決「確定」)

弁護士 由良 尚文

1 事案の概要

原告(当時53歳)は、平成30年8月、大東市に転居し、10月から生活保護の利用を開始した。原告は、12月5日に大東市福祉事務所でCWと面談し、自立に向けて必要な行動をとるよう口頭の指導指示を受けた。その後、原告と連絡が取りづらくなったので、平成31年1月下旬、CWが家庭訪問し、電話には必ず折り返し連絡するよう言ったが、その後も原告がCWの電話に折り返し電話をせず、CWによる家庭訪問時不

在で、投函された連絡票にも応答がなかったとして、福祉事務所長は、平成31年2月22日、「2月26日午前10時00分に来所して現在の生活状況等を明らかにせよ」との書面による指導指示を行った。

ところが、原告が指定時刻に出頭しなかつたので、2月26日、保護費が口座振込から窓口支給に変更され、指導指示義務違反による弁明の機会が付与された(期限は2月28日午後5時30分まで)。

原告は、福祉事務所に対し、現在事情があり出頭できないが、3月7日以降であれば対応できるとの手紙を送付した

しない対応が悪質である、弁明内容が不十分であるなどを理由として、同月13日に保護廃止決定がされた。

保護廃止決定後、原告は、3月22日、大東市に生活保護の再申請をし、4月5日に再び生活保護開始決定がされた。原告は、保護廃止処分について行政不服審査請求し、令和3年3月3日に保護廃止処分を取り消す旨の裁決がされている。原告は、保護廃止処分は国賠法上違法であるとして、慰謝料等5万5000円の賠償を求めて提訴した。

2 判決（確定）要旨
全額認容（確定）

判決は「保護の廃止は、保護の実施を終了するという、被保護者にとつて最も重い処分であることに照らせば、課長通知の上記基準に示された保護の廃止をすべき場合（本件においては、保護の停止を行うことによつては当該指導指示に従わせることが著しく困難であると認められるとき）に該当するか否かの判断に当たっては、処分の根拠となつた指示の内容の相当性、指示違反に至る経緯、指示違反の悪質性、将来において指示事項が履行される可能性、保護の停止を経ることなく直ちに保護を廃止する必要性・緊急性及び保護の停止がもたらす被保護者（被保護世帯）の生活の困窮の程度等を総合考慮すべきである」とし、「来所して生活状況等を説明する」という本件指導指示の指示事項は、その後本件手紙や本件弁明手続により、不十分ながらも履行された状況となり、原告が大東市福祉事務所長からの指導指示や連絡等に全く応答しない状況はいったん解消されていた」、「原告は、本件廃止処分に至るまで全く生活状況等を明らかにしなかつたものではなく、保護の停止を経ることなく直ちに保護を廃止する必要性や緊急性は低かつた」、「保

護の廃止により保護費が受給できなくなった場合には、近いうちに原告の生活は困窮していたものと推認される」などとして、「保護の停止又は変更を経ることなく、保護の廃止を選択した大東市福祉事務所長の判断は、裁量権の範囲を逸脱し又はこれを濫用するものとして違法である」とし、請求どおり慰謝料5万円、弁護士費用50000円の国家賠償を命じた。

3 コメント

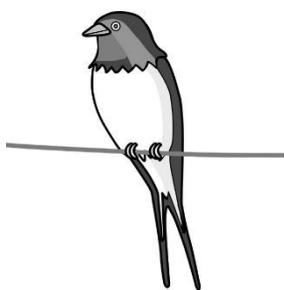
本件は、法27条の指導指示違反を理由とする不利益処分（法62条3項）についての取扱い基準を定める課長通知を無視し、再度の指導指示、保護の変更又は停止を行うことなく、いきなり保護廃止としたことについて、福祉事務所長の判断は職務上尽くすべき注意義務に違反し、国賠法上違法とされたものであり、当然といえば当然の判決である。

訴訟に先立ち、審査請求手続で廃止処分が取り消されて保護費が再支給されているため、損害がてん補されている又は慰謝すべき精神的損がないなどのは主張が被告からなされていたが、裁判所が同主張を排斥し、慰謝料5万円と弁護士費用50000円的全額支払いを命じた点は評価できる。生活保護の廃止は、生存権保障を奪う最終的処分であり、利用者にとつては「死刑判決」にも等しい。課長通知を無視して安易になされてならないことは当然であり、仮に保護費が再支給されていたとしても、なお回復されない精神的損害があると認定して慰謝料の支払を命じたことには、今後の違法な生活保護行政抑止の面からも大きな意味がある。

なお、本判決の確定を受けて、大東市は責任者が原告本人に謝罪を行い、今後は生活保護手帳を遵守した生活保護行政の徹底を行い、再発防止に努める旨を

約束した。また、国家賠償債務として履行する金員については収入認定を行わないことも表明した。大東市において、今後、生活保護法や通達を遵守した行政が実施されることを期待したい。

ただ、判決の理由中における事実認定特に指導指示の相当性や原告の不誠実性を繰り返し指摘する部分には首を傾げざるを得ない点がある。原告の完全勝訴であるがゆえに、原告からの控訴があり得ないことを見越した上でのことかもしれないが、あえて行政側に花を持たせ、行政におもねるような姿勢には、「人権の最後の砦」としての裁判所の役割や裁判官の矜持に疑問符を覚えざるを得ない。生活保護法や通知通達が「憲法実現法律」であることを自覚し、行政追従やおもねりを廃した公正な判断を行えるか。このことが裁判所に問われている。



「生活保護裁決データベース」をゴッ存じですか？データベース活用の勧め

事務局 木下秀雄

最近、生活保護について解説した本やパンフレットが多く出版されていますし、インターネット上でも「生活保護のわかりやすい解説」をたくさん見つけることができます。

しかし、そうした解説は、現在の生活保護行政はこういう取り扱いをするこ

うすると、「裁決書」全文が出てきます。ほかの裁決等も含めて読んでみると、自動車保有しているだけで絶対に生活保護を利用できないと決まっているわけではない、ということが分かります。それとともに、自動車保有を理由に保護を廃止された場合でも、必要なものは要なんだと福祉事務所の決定に対して不服を申し立てることができる。そしてその主張が認められることがある、ということが分かります。

この「生活保護裁決データベース」は、保護を利用しようとした・利用している人が、福祉事務所の決定に「納得がいかない」ということで、都道府県知事に対して不服を申し立てた（審査請求という）のに対し、知事がその主張を認めた判断（認容裁決）を集めたものです。例えば、まずインターネットで「生活保護裁決データベース」を検索してクリックしてください。そして最初のページの上の方の左の「裁決検索」をクリックします。そうすると、「基本検索」と「争点検索」という項目が出てきます。

しかしこの「生活保護裁決データベース」は、「世間で言われている生活保護利用の常識」を安易に信じこまないで、本来あるべき生活保護を知ろうという絶好の手掛かりを提供しています。

生活保護を利用しようと考えているけれども、自動車を持つていたら保護を利用できないと聞いているが、どうなんだろう、と考えている人は、検索する対象期間や都道府県を制限せずに、「争点検索」で資産の「自動車保有」にチェックを入れて、少し下の方にある「検索」をクリックします。そうすると、「全28件」と出てきて、該当する事案の一覧表が表示されます。

また、福祉事務所の決定に納得がいかない、という人もぜひこのデータベースを参考に審査請求の提起を考えていただければ、と思います。

その中には、たとえば「長野県、2010-11-11、「収入増と自動車保有」就労状況に応じ必要な場合は自動車保有を再検討すると明記しているにもかかわらず、保護を停止するほど収入が増加しているも検討せず、就労収入が自動車維持費を大きく上回っているから8月から通勤用自動車保有を承認すべき」という事例が紹介されています。

具体的にどんな内容なのかももう少し知りたい、と思えば、その項目の右端の「ダウンロード」をクリックします。そ

